

熊本県告示第773号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和4年（2022年）11月1日から施行する。

なお、平成26年（2014年）11月28日熊本県告示第1127号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和4年（2022年）10月31日限り廃止する。

令和4年（2022年）10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	大人（12歳以上の者）1人	中人（6歳以上12歳未満の者）1人	小人（6歳未満の者）1人
統制額	450円	150円	80円

2 熊本県公衆浴場基準条例（昭和40年熊本県条例第46号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。